

答 申

平成 29 年度予算における補助金等について

平成 28 年 12 月 21 日

流山市補助金等審議会

## 目 次

はじめに	1
1 平成 29 年度補助金等予算要求について	1～4
2 審査対象補助金等及び審査日程並びに判断基準等について	4～6
3 審査対象補助金等の審査結果について	
(1) 総合評価区分	6～7
(2) 新規及び増額要求補助金等個別評価	7～19
おわりに	19～20

## はじめに

今般、流山市長から流山市補助金等審議会（以下「本審議会」という。）に対し、「平成29年度予算における補助金等について」の諮問がありました。

これを受け、本審議会は、諮問された補助金等について、市の関係部局が作成した「補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン」（以下「実行プラン」という。）及び関係資料等を基に、委員7名が市の各関係部局と質疑等を行い、これに検討を加え、審査・評価をいたしましたので以下のとおり答申いたします。

### 1 平成29年度補助金等予算要求について

平成29年度の流山市の補助金等の予算要求を見ますと、全体で128件、2,949百万円（下記(1)表）となっており、これを平成28年度予算（下記(2)表）と比較してみますと、総件数で2件の減（市単独補助金等1件の増、国・県補助金等3件の減）、総額で△178百万円の減額要求（市単独補助金110百万円の増額要求、国・県補助金等△288百万円の減額要求）となっています。

その内訳は次のとおりです。

#### (1) 平成29年度補助金等予算要求内訳

区 分	平成29年度要求		左 の 内 訳				
	件数	要求額 (千円)	市単独補助金等		国・県補助金等		
			件数	要求額 (千円)	件数	要求額 (千円)	
<b>平成29年度要求</b>	128	2,949,492	89	697,128	39	2,252,364	
（一般会計）	122	2,882,620	87	640,728	35	2,241,892	
（特別会計）	6	66,872	2	56,400	4	10,472	
〈内訳〉							
対前年度増減等内訳 ⑨	平成29年度新規要求	1	2,500	1	2,500	—	—
	（一般会計）	1	2,500	1	2,500	—	—
	（特別会計）	—	—	—	—	—	—
	対前年度増額要求	35	1,297,622	18	251,559	17	1,046,063
	（一般会計）	33	1,293,322	18	251,559	15	1,041,763
	（特別会計）	2	4,300	—	—	2	4,300
	対前年度同額要求	71	640,454	55	187,866	16	452,588
	（一般会計）	71	640,454	55	187,866	16	452,588
	（特別会計）	—	—	—	—	—	—
	対前年度減額要求	21	1,008,916	15	255,203	6	753,713
（一般会計）	17	946,344	13	198,803	4	747,541	
（特別会計）	4	62,572	2	56,400	2	6,172	

⑨前年度とは、平成28年度補正後予算をいう。

## (2) 平成 28 年度補助金等予算内訳

区 分	平成 28 年度予算		左 の 内 訳				
	件数	予算額 (千円)	市単独補助金等		国・県補助金等		
			件数	予算額 (千円)	件数	予算額 (千円)	
平成 28 年度予算 (注 4)	130	3,127,566	88	587,433	42	2,540,133	
(一般会計)	123	2,998,935	86	529,133	37	2,469,802	
(特別会計)	7	128,631	2	58,300	5	70,331	
[内訳]							
内          訳	当初予算計上	124	2,374,232	88	595,040	36	1,779,192
	(一般会計)	118	2,265,275	86	536,740	32	1,728,535
	(特別会計)	6	108,957	2	58,300	4	50,657
	6 月補正計上 (注 1)	1	2,500	—	—	1	2,500
	(一般会計)	1	2,500	—	—	1	2,500
	(特別会計)	—	—	—	—	—	—
	9 月補正計上 (注 2)	7	446,313	—	—	7	446,313
	(一般会計)	5	419,789	—	—	5	419,789
	(特別会計)	2	26,524	—	—	2	26,524
	12 月補正計上 (注 3)	6	304,521	1	△7,607	5	312,128
(一般会計)	5	311,371	1	△7,607	4	318,978	
(特別会計)	1	△6,850	—	—	1	△6,850	

(注 1) 6 月補正の国・県補助金等 (1 件) は、当初予算に計上がなく補正にて新規に計上した「コミュニティ助成事業補助金 2,500 千円」(一般会計) である。

(注 2) 9 月補正の国・県補助金等 (7 件) の内訳は、次のとおりである。

1. 当初予算に計上がなく補正にて新規に計上したもの 4 件
  - ①一般会計 3 件
    - ・病児保育施設整備費補助金 4,600 千円
    - ・重度障害児等通所事業所特別支援事業補助金 5,109 千円
    - ・農林水産業の振興に関する補助金 (生産力強化支援事業) 801 千円
  - ②特別会計 1 件 (介護ロボット等導入支援特別事業費補助金 9,270 千円)
2. 当初予算を増額補正計上したもの 3 件
  - ①一般会計 2 件
    - ・私立保育所整備費補助金 (増額) 368,295 千円
    - ・小規模保育事業所整備補助金 (増額) 40,984 千円
  - ②特別会計 1 件 (地域密着型サービス等施設整備事業補助金 (増額) 17,254 千円)

(注 3) 12 月補正の市単独補助金等 (1 件) は、当初予算を減額補正計上した「福祉タクシー利用補助金 (減額) △7,607 千円」(一般会計) であり、国・県補助金等 (5 件) の内訳は次のとおりである。

1. 当初予算に計上がなく補正にて新規に計上したもの 1 件 (一般会計)

- ・農林水産業の振興に関する補助金（飼料用米等生産支援事業） 63 千円

2. 当初予算を増額補正計上したもの 3 件（一般会計）

- ・臨時福祉給付金（増額）300,000 千円
- ・私立保育所整備費補助金（増額）11,250 千円
- ・私立幼稚園就園奨励費補助金（増額）7,665 千円

3. 当初予算を減額補正計上したもの 1 件（特別会計）

- ・介護予防・日常生活支援総合事業B型補助金（減額）△6,850 千円

（注 4）上記（2）表の平成 28 年度予算の件数欄と内訳件数の合計が符合しないのは、当初予算に計上がなく補正にて新規計上したもの 6 件（6 月補正 1 件、9 月補正 4 件、12 月補正 1 件）のみを件数カウントしているためである。

上記（1）「平成 29 年度補助金等予算要求」と（2）「平成 28 年度補助金等予算（補正後）」との比較で増減している主なものは次のとおりとなっています。

①平成 29 年度新規要求補助金等

- 「市単独補助金等」1 件

- ・流山市制施行 50 周年記念第九演奏会事業補助金 2,500 千円・・・（P. 7 参照）

②平成 29 年度に増額要求（1,000 万円超）を行う主な補助金等

- 「市単独補助金等」

- ・自治会館建設事業補助金 15,000 千円・・・・・・・・・・・・・・・・（P. 9 参照）

- 「国・県補助金等」

- ・私立保育所運営事業補助金（29 園→36 園） 177,282 千円

- ・小規模保育事業所整備補助金（2 園→3 園） 97,330 千円

③平成 28 年度には予算計上がなく、平成 29 年度に新たに予算要求を行う補助金等

- 「市単独補助金等」1 件

- ・障害者福祉施設整備事業補助金 123,708 千円（注）・・・・・・・・（P. 9～10 参照）

（注）制度自体は既に存在するが、平成 28 年度には該当事案の実行がなかったため予算計上しなかったものである。したがって、（1）表では新規ではなく「対前年度増額要求補助金等」として計上している。

④平成 29 年度予算要求に当たって、補助金等の統合を行った補助金等

- 「市単独補助金等」1 件

- ・農林水産業の振興に関する補助金（都市農業振興促進事業費）4,391 千円（注）  
・・・・・・・・・・・・・・・・（P. 14 参照）

〔＜統合前補助金等 2 件 4,391 千円＞  
 ・農林水産業の振興に関する補助金（苺生産促進事業費）991 千円（※）  
 ・農林水産業の振興に関する補助金（高品質農産物生産事業費）3,400 千円（※）  
 （※）予算額は平成 28 年度予算額である。〕

（注）平成 29 年度要求額（4,391 千円）が、統合前 2 件の平成 28 年度予算額（4,391 千円）と同額であるため、（1）表では「対前年度同額要求補助金等」として計上している。

⑤平成 29 年度に減額要求する主な補助金等

○「市単独補助金等」

- ・企業立地促進奨励金 △3,300 千円
- ・私立保育所整備費補助金（賃貸物件市単独補助分）△33,501 千円

○「国・県補助金等」

- ・私立保育所整備費補助金 △96,329 千円
- ・地域密着型サービス等施設整備事業補助金 △51,743 千円

⑥平成 28 年度限りとなる補助金等

○「国・県補助金等」 △3 件 △430,071 千円

- ・臨時福祉給付金 △420,000 千円
- ・農林水産業の振興に関する補助金（生産力強化支援事業）△801 千円
- ・介護ロボット等導入支援特別事業費補助金 △9,270 千円

平成 29 年度予算要求額と平成 28 年度予算額（補正後）との比較で、「市単独補助金等」が 110 百万円の増額要求となっていますが、これは、上記①の新規要求（2.5 百万円）と、上記②の「自治会館建設事業補助金」の増額（15 百万円）及び③の平成 29 年度において新たに要求することとした「障害者福祉施設整備事業補助金（124 百万円）」の 3 件で増額要求等（19 件）の大半を占め、これに上記⑤の減額要求の主なもの 2 件を加味したものがその主たる要因となっています。したがって、これを除いた補助金等（70 件）は、前年度と同額要求若しくは減額された要求等となっています。

一方、「国・県補助金等」では、上記②の平成 29 年度に大幅に増額要求する補助金等（私立保育所運営事業補助金の増額等 275 百万円）があるものの、上記⑥の「平成 28 年度限りとなる補助金等△430 百万円（うち臨時福祉給付金△420 百万円）」の減額があることから、前年度との比較では△288 百万円と大幅な減額要求となっています。

## 2 審査対象補助金等及び審査日程並びに判断基準等について

今回の諮問は、平成 29 年度予算の策定に当たって、「新規要求及び増額要求補助金等について」本審議会の意見を求められたものであります。

したがって、これを受けての審査対象補助金等及び審査の判断基準等については次のとおりとしました。

### (1) 審査対象補助金等

審査対象の補助金等は、平成 29 年度新規・増額・統合要求補助金等（37 件）のうち、「国・県補助金等」の 17 件（増額）を除く「市単独補助金等」20 件（新規 1 件・増額 18 件・統合 1 件）としました。

また、審査に当たっては、「実行プラン」等を基に市の担当部局からのヒアリングを 2 日間に亘って行い、その後各委員からそれぞれの補助金等について個別に評価・意見等を求め、これらに基づき審議し、本審議会としての「総合評価」を決定するとともに、評価意見を付記いたしました。

## (2) 審査日程

日 程	審 査 内 容	備 考
11月2日(水)	○市長より諮問 ○「今後の審査日程」、「審査対象補助金等」及び「判断基準」並びに「総合評価区分」等について審議・決定	
11月9日(水)	<b>○「新規・増額要求補助金等」についてヒアリング</b>	
	<ヒアリング対象補助金等>	<所管課>
	・病院内保育運営事業補助金	(健康増進課)
	・流山市制施行50周年記念第九演奏会事業補助金	(生涯学習課)
	・私立幼稚園園児補助金	(保育課)
	・私立保育所AED設置事業補助金	( 〃 )
	・自治会掲示板設置費補助金	(コミュニティ課)
	・自治会館維持管理費(大規模修繕・冷暖房機器設置)補助金	( 〃 )
	・自治会館建設事業補助金	( 〃 )
	・重度障害者自動車燃料費助成金	(障害者支援課)
	・障害者福祉施設整備事業補助金	( 〃 )
・障害者福祉サービス等利用助成金	( 〃 )	
・就労支援施設利用者負担助成金	( 〃 )	
11月16日(水)	<b>○「新規・増額要求補助金等」についてヒアリング</b>	
	<ヒアリング対象補助金等>	<所管課>
	・高年齢者等雇用促進奨励金	(商工振興課)
	・障害者職場実習奨励金	( 〃 )
	・商業振興共同施設設置等事業費補助金	( 〃 )
	・商店街空き店舗有効活用事業等補助金	( 〃 )
	・農林水産業の振興に関する補助金(保全管理水田維持管理事業奨励金)	(農業振興課)
	・農林水産業の振興に関する補助金(都市農業振興促進事業費)	( 〃 )
	・農業近代化資金利子補給金	( 〃 )
	・農林水産業の振興に関する補助金(米飯給食における地産地消推進事業)	( 〃 )
・農業振興資金利子補給金	( 〃 )	
11月30日(水)	○個別補助金等ごとの「評価」を審議、併せて「評価コメント」等について協議	
12月7日(水)	○個別補助金等ごとの「総合評価」及び「評価コメント」等について協議・決定 ○「答申案」について協議	

12月14日(水)	○「答申書」を決定	
12月21日(水)	○市長へ答申	

### (3) 判断基準及び総合評価区分

①「判断基準」は、以下の五項目で行いました。

審査項目		判断基準
公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の政策目的に合致している。</li> <li>・市民の福祉の向上に役立っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の政策目的に沿い、公共性があるか。</li> <li>・市民の福祉の向上に役立ち、公益性があるか。</li> </ul>
公平性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効果が広い範囲に及ぶものであって、特定の団体・個人に特権的恩恵を与えるものでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公平に市民に利益をもたらすものか。</li> <li>・長期にわたり交付し、補助事業がマンネリ化、既得権化していないか。</li> <li>・同種・類似の事業に対し、補助金の交付に公平感はあるか。</li> </ul>
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業の活動内容が、市民ニーズに沿っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が望んでいる事業か。</li> <li>・継続事業に対しては、時代のニーズの変化に対応しているか。</li> <li>・事業を継続する今日的意義があるか。</li> <li>・自助努力でやれる事業ではないか。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に効果があり、補助金の意義が認められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の目的に照らし、その効果が十分に現れているか。</li> <li>・ムダ使いが無く、費用対効果が適切であるか。</li> </ul>
適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動が計画に基づいて行われ、会計処理等が適切に行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動の実績報告が適切に行われているか。</li> <li>・会計処理が適切に行われているか。補助目的から外れていないか。</li> <li>・補助金のみで依存することなく、団体に自立性が図られているか。</li> </ul>

②「総合評価区分」は、次の四段階での評価としました。

A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
妥当なもの	おおむね妥当なもの	検討を要するもの	不認可とすべきもの

### 3 審査対象補助金等の審査結果について

審査の結果、審査対象補助金等に係る「総合評価区分」及び「個別評価」は次の(1)及び(2)のとおりとなりました。



(1) 総合評価区分

①新規要求補助金等 (1 件)

- A 評価 (妥 当 な も の) - 件
- B 評価 (おおむね妥当なもの) 1 件
- C 評価 (検討を要するもの) - 件
- D 評価 (不認可とすべきもの) - 件

②増額要求補助金等 (19 件)

- A 評価 (妥 当 な も の) 12 件
- B 評価 (おおむね妥当なもの) 7 件
- C 評価 (検討を要するもの) 0 件
- D 評価 (不認可とすべきもの) 0 件

(2) 新規及び増額要求補助金等個別評価

①新規補助金等 (1 件)

補助 金等 番号	補助金等名称	29 年度 要求額 (千円)	事業の趣旨・目的	総合 評価	評価コメント
108	流山市制施行 50 周年記念第九演奏会事業補助金	2,500	流山市制施行 50 周年を記念し、「市民で第九を歌おう」と参加者を公募し、キックマンアリーナで第九演奏会を開催する実行委員会に対し、事業費の一部を補助する。	B	市制施行 50 周年という節目の年の企画に鑑み、おおむね妥当とする。 しかしながら、前回 40 周年時には市の負担無しで実施していることからみるとやや疑問もある。 開催場所、開催日数の変更に伴い会場設営費等が大幅に増加するとのことであるが、実行プランにおける算出基準(積算根拠)が極めて不明確である。再度よく検討され、本事業実施に際しては、極力自主財源(参加費・入場料等)の確保に努めるとともに、支出面の見直しを図り、結果として最小限の市の負担となるべく主催者に対する指導を要望する。
計		2,500		【総合評価】	[B 評価] 1 件

②増額補助金等（19件）

補助金等番号	補助金等名称 〔創設年度・経過年数・ 26.10以降の答申評価〕	29年度 要求額 (千円)	28年度 予算額 (千円)	対前年 増減額 (千円)	総合 評価	評価コメント
6	自治会掲示板設置費補助金  〈創設〉平成22年度 (経過年数7年)  【26.10.1 答申】 総合評価「A」	330	150	180	A	<p>本補助金は、自治会が行う掲示板設置に要する経費の一部を補助するものであり、市民生活の向上・利便性に資するとともに、自治会の円滑な運営に寄与しているものといえる。</p> <p>増額は、五自治会からの要望に基づくものであり妥当である。</p> <p>ただ、今後においては、単に自治会からの要望に基づくだけでなく、既存施設の実態及び緊急度を把握し、優先順位を持った計画的な実施となるよう予算の平準化についても検討されることを要望する。</p>
8	自治会館維持管理費（大規模修繕・冷暖房機器設置）補助金  〈創設〉昭和56年度 (経過年数36年)  【26.10.1 答申】 総合評価「A」	4,700	2,140	2,560	A	<p>本補助金は、地域コミュニティ活動を促進するための集会施設である自治会館の大規模修繕及び冷暖房機器設置に要する経費の一部を補助するものである。</p> <p>増額は、四自治会からの大規模修繕の要望及び九自治会からの冷暖房機器設置の要望に基づくものであり妥当である。</p> <p>ただ、前記補助金と同様に、優先順位を持った計画的な実施となるよう予算の平準化についても検討されることを要望する。</p>

9	<p>自治会館建設事業補助金</p> <p>〈創設〉 昭和 52 年度 (経過年数 40 年)</p> <p>【26.12.25 答申】 総合評価「A」 (参考)</p> <p>【23.10.4 答申】 総合評価「A」</p>	21,700	6,700	15,000	A	<p>本補助金は、地域コミュニティ活動の拠点となるとともに、災害時等の一時的な避難場所としての活用が期待できる自治会館の建設事業費の一部を補助するものである。</p> <p>平成 29 年度は、二自治会からの建設申請に基づくものであり妥当である。</p> <p>ただ、前記二件と同様の検討を要望する。</p>
13	<p>重度障害者自動車燃料費助成金</p> <p>〈創設〉 平成 12 年度 (経過年数 17 年)</p> <p>【27.12.24 答申】 総合評価「A」</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「A」</p>	14,391	14,148	243	A	<p>本助成金は、日常生活を営む上で、公共交通機関を利用することが困難であるため、自動車での運行を必要とする障害者に、その燃料費の一部を助成することで、障害者の社会参加及び自立の促進に寄与しているものである。</p> <p>増額は、助成対象人員の増加が見込まれることによるものであり妥当である。</p>
24	<p>障害者福祉施設整備事業補助金</p> <p>〈創設〉 平成 14 年度 (経過年数 15 年)</p> <p>【27.12.24 答申】 総合評価「A」</p>	123,708	0	123,708	A	<p>本補助金は、市内にグループホーム等を建設する社会福祉法人等に施設整備費の一部を助成するものである。</p> <p>当該施設が整備されることにより、在宅障害者が入居可能となり、障害者を抱える介護者の負担軽減が図られ、障害者が住み慣れた地域で生活ができるようになるとともに、「親亡き後」の安心した体制づくりが期待できることとなる。</p> <p>社会福祉法人「まほろばの里」より、グループホームの施設整備に向けての事業計</p>

						<p>画書の提出があったことから、平成 29 年度において予算要求するものであり妥当である。</p> <p>ただ、執行予定額に不確定な部分があることから、予算の適正執行についての指導管理に万全を期されたい。</p>
26	<p>障害者福祉サービス等利用助成金</p> <p>〈創設〉平成 18 年度 (経過年数 11 年)</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「A」</p>	800	120	680	A	<p>本助成金は、障害者及び障害児の保護者が障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス等を利用したときにかかる自己負担の一部を助成することで、利用者の負担軽減を図るものである。</p> <p>増額は、利用人員の増加が見込まれることによるものであり妥当である。</p> <p>ただ、増額の根拠を直近の実績としているが、それ以前には助成実績がないなど、執行にバラツキがある。あくまでも本人申請であることに加え、障害者福祉サービスの内容が多岐に亘っていることから利用しにくい制度内容となっている感が否めない。国が関わる制度ではあるが、手続きの簡素化等を含め、利用しやすい制度となるよう市としても検討されることを要望する。</p>
30	<p>就労支援施設利用者負担助成金</p> <p>〈創設〉平成 19 年度 (経過年数 10 年)</p> <p>【27.12.24 答申】 総合評価「A」</p>	914	436	478	A	<p>本助成金は、就労支援施設利用(障害者総合支援法に基づき原則 1 割負担)に伴う障害者及び家族の負担の軽減を図るとともに、障害者の就労意欲の減退を防止し、障害者の自立の促進に寄与して</p>

	【26.10.1 答申】 総合評価「A」					<p>いるものといえる。</p> <p>増額は、直近の利用実績に加え、さらに新規1名の増加が見込まれることによるものであり妥当である。</p>
54	<p>病院内保育運営 事業補助金</p> <p>〈創設〉平成4年度 (経過年数25年)</p>	1,408	1,386	22	A	<p>本補助金は、市内の病院(二院)が設置した病院内保育施設の運営に要する経費の一部を補助するもので、病院の保育施設の充実により育児のため離職している看護師等の潜在資格者の確保が可能になり、病院における看護師等の確保に寄与するものである。</p> <p>増額は、二院における過去数年の実績(保育士・保育日数・保育時間等)に基づくものとなっており妥当である。</p> <p>ただ、事業の趣旨・目的は理解できるが、病院の経営自体は自立が基本であると言わざるを得ない。二病院だけへの助成という公平性の観点、かつ長期化・固定化、既得権化となる恐れもある。今後の補助の在り方(終期の設定等)についての検討を要望する。</p> <p>なお、看護師等の確保対策は国全体で考える問題でもある。別途県補助はあるが、国庫補助の適用について検討することも必要ではないかと考える。</p>

61	<p>高年齢者等雇用 促進奨励金</p> <p>〈創設〉 平成7年度 (経過年数22年)</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「A」</p>	555	360	195	A	<p>本奨励金は、市内に居住する55歳以上65歳未満の高年齢者及び障害者を雇用する事業主に対し交付するもので、高年齢者等の雇用の促進と生活の安定を図ることに寄与するものといえる。</p> <p>増額は、対象人員の増加が見込まれることによるものであり妥当である。</p> <p>ただ、増額の根拠を単に平成27年度実績と同等程度としていることには検討の余地がある。ハローワーク等関係機関との情報交換を密にし、直近の高年齢者雇用の実態を把握、その上で次年度の対象人員を見込むなど一定の工夫が必要である。</p>
62	<p>障害者職場実習 奨励金</p> <p>〈創設〉 平成7年度 (経過年数22年)</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「A」</p>	280	175	105	A	<p>本奨励金は、ハローワーク、特別支援学校、市障害者就労支援センター、公共福祉施設等の紹介により、市内に居住する障害者を6日間以上の職場実習に受け入れた事業主に対し交付するもので、障害者の雇用の促進と生活の安定を図ることに寄与するものといえる。</p> <p>増額は、受入事業所の増が見込まれることによるものであり妥当である。</p> <p>ただ、増額の根拠が不明確である。受入事業所数に不確定さがあることは理解できるが、特別支援学校、障害者就労支援センター及びハローワーク管内の協力企業等との情報交換を密にして、受</p>

						入先の事前把握に努めるなど積算に当たって何らかの工夫が必要である。
64	農林水産業の振興に関する補助金（保全管理水田維持管理事業奨励金）  〈創設〉平成18年度 （経過年数11年）  【26.10.1 答申】 総合評価「A」	2,271	2,161	110	B	<p>本奨励金は、多面的な機能を有する農地の適正管理と良好な景観を維持するために、遊休水田の草刈り等を実施した地権者に交付するものである。</p> <p>本事業は、病害虫の発生や産業廃棄物の不法投棄を防止し、周辺水田の生産性の確保を図るとともに、地域の防災等に一定の寄与をしていること、また遊休水田の現状（他目的転用の制約等）から当面やむを得ないものとし、おおむね妥当とする。</p> <p>しかし、遊休農地の適正管理とはいえ、私有地であり、その管理は自前で行うべきものである。流山市の農業政策全般に関わるものと理解はするが、このまま当該補助を続けることは既得権益化する一方ともいえる。本審議会は、農業関係諸施策について、これまでも種々意見具申を行ってきているが未だ農業政策についての具体的見直しの姿がみえないのが残念である。早急な改善策の検討を要望する。</p>

68	<p>農林水産業の振興に関する補助金（都市農業振興促進事業費）</p> <p>&lt;創設&gt; 平成 29 年度 (経過年数一年)</p> <p>&lt;参考&gt; [統合前補助金等] (2 件) ・ 苺生産促進事業費 &lt;創設&gt; 平成 13 年度 【26.10.1 答申】 総合評価「B」</p> <p>・高品質農産物生産事業費 &lt;創設&gt; 平成 18 年度 【26.10.1 答申】 総合評価「B」</p>	4,391	0	4,391	B	<p>本補助金は、国が策定した「都市農業振興基本計画」に基づき、さらなる都市農業振興を促進するため、左記の「苺生産促進事業費」(目的;都市農業の利点を活用した直売施設及び観光農園の目玉商品として苺栽培を取り入れ、本市農業の活性化を図る。)と「高品質農産物生産事業費」(目的;高品質な農産物の生産と環境にやさしい農業の推進を図る。)を統合することとしている。</p> <p>都市型農業振興策の下での高品質農産物への指向は理解できることから、補助事業の統合自体はおおむね妥当とする。</p> <p>しかし、当該振興策の下で既存の事業を統合するとはいえ、従前の事業域を脱しておらず、新規性にも乏しく、また、事業統合の効果（メリット）が見えない感がある。事業の実施に当たっては、流山市型農業としての方向性・目標（流山産のブランド化、新規就農者の増加策、農業法人の育成策等）が見える事業となることを期待する。</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------	---	-------	---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



71	<p>農業近代化資金 利子補給金</p> <p>〈創設〉 昭和 37 年度 (経過年数 55 年)</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「B」</p>	18	1	17	A	<p>本補給金は、農業の近代化を推進するため、「農業近代化資金融通法」に基づき、必要な生産施設整備の拡充、園芸作物等の施設化と機械化の促進を図るために融資を受けた者に対する利子補給である。</p> <p>増額は、平成 28 年度の融資実績に基づくものであり妥当である。</p>
73	<p>農林水産業の振興に関する補助金（米飯給食における地産地消推進事業）</p> <p>〈創設〉 平成 22 年度 (経過年数 7 年)</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「A」</p>	11,960	10,197	1,763	B	<p>本補助金は、学校給食に流山産米を供給し、地元産米に切り替えることで、児童生徒に対して食への関心と安心・安全性を図り、流山産米の普及に努めることを目的に、学校給食米を提供する市内農家に J A 米買取価格と自主流通米価格との差額を補填するものであり、地元産の学校給食米の確保に寄与することを目的としている。</p> <p>増額は、学校給食対象者（生徒及び教諭）の増加見込みによるものであり、おおむね妥当とする。</p> <p>しかし、本事業の目的は理解できるが、既得権化の方向にある。地産地消対策という名目のもとで旧態依然の補助を続けることなく、まずは契約単価を見直すなど今後の補助事業のあり方について早急に検討されることを要望する。</p>

74	<p>農業振興資金利子補給金</p> <p>〈創設〉平成28年度 (経過年数1年)</p> <p>【27.12.24 答申】 総合評価「B」</p>	232	74	158	B	<p>本補給金は、「農業後継者」、「新たに農業を営む者」、「農業経営の安定化と近代化を目指す者」が農業振興資金の貸し付けを受けた場合の利子補給を行うもので、効率的で安定的な農業経営の推進に寄与することを目的としている。</p> <p>増額は、前年度融資実績に基づくもののほか、新規融資件数の増加が見込まれることによるものであり、おおむね妥当とする。</p> <p>しかし、対象者に本事業の狙いの一つである新規就農希望者が一人もいないことは残念である。周知等を含め何らかの工夫を要望する。</p>
82	<p>商業振興共同施設設置等事業費補助金</p> <p>〈創設〉昭和54年度 (経過年数38年)</p> <p>【27.12.24 答申】 総合評価「C」</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「B」</p>	1,568	324	1,244	B	<p>本補助金は、商店街が設置する共同施設(街路灯、防犯カメラ等)の設置経費等の一部を補助することで、商店街の環境を整備し、商業の振興及び市民の利便性の向上を図ることを目的としており、地域市民の安全・安心等に寄与しているものといえる。</p> <p>平成29年度は、街路灯11基のLED化(松ヶ丘商店会)、防犯カメラ6基の設置(初石駅前商店会)、街路灯39基の補修(江戸川台学園通り昭和会)であり、おおむね妥当とする。</p> <p>しかし、本審議会としては、当該施設が、地域市民への利便供与に寄与していることは理解するが、かかる施</p>

						<p>設の設置は自助努力で行うことが基本である旨申し上げている。今後の補助のあり方（補助率の逡減化、統一化等）についての検討を引き続き要望する。</p> <p>なお、本審議会が前回要望した「街路灯の撤去のみの場合の補助は疑問」とした件については、「撤去のみの場合は補助対象から除外する」旨、早急に対応されたことについては評価したい。</p>
83	<p>商店街空き店舗有効活用事業等補助金</p> <p>〈創設〉平成19年度 (経過年数10年)</p> <p>【27.12.24 答申】 総合評価「B」</p> <p>(参考)</p> <p>【23.10.4 答申】 総合評価「A」</p>	4,508	1,840	2,668	B	<p>本補助金は、商業団体が行う「商店街空き店舗有効活用事業(賃借する空き店舗の賃料補助)」及び「商店街活性化アドバイザー派遣事業」の一部を補助することで、市内商店街の空き店舗の解消を図り、賑わいを創出し、市内の商店街の活性化及び健全な発展を促進することを目的としている。</p> <p>増額は、本事業を活用した新規創業者2件が予定されていることによるものであり、おおむね妥当とする。</p> <p>なお、新規創業申請者の適格性等についての精査を要望する。</p>

103	<p>私立幼稚園園児補助金</p> <p>&lt;創設&gt; 昭和 56 年度 (経過年数 36 年)</p> <p>【27.12.24 答申】 総合評価「A」</p> <p>【26.12.25 答申】 総合評価「A」</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「A」</p>	60,800	59,255	1,545	A	<p>本補助金は、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図るものであり、幼児教育の振興に寄与しているものといえる。</p> <p>増額は、対象園児数の増加が見込まれることによるものであり妥当である。</p>
52	<p>私立保育所 AED 設置事業補助金</p> <p>&lt;創設&gt; 平成 20 年度 (経過年数 9 年)</p> <p>【27.12.24 答申】 総合評価「A」</p> <p>【26.12.25 答申】 総合評価「A」</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「A」</p>	1,416	1,211	205	B	<p>本補助金は、初期救命に効果のある自動体外式除細動器（「AED」）を設置する私立保育所に対し、その設置及びリースに係る費用の一部を補助するものであり、児童の健康維持、子どもの安全・安心等に寄与しているものである。</p> <p>増額は、私立保育所の増加（新設 7 園）に伴うものであり、おおむね妥当とする。</p> <p>しかし、補助単価が各園ごとに異なっていることは、公平性の観点からみて疑問である。補助単価に限度額を設けるなど一定の工夫が必要と思われる。</p> <p>また、本審議会としては、これまで「本事業の目的・必要性は十分に理解し、かつ私立保育所の経営状況に厳しきがあることも理解した上で、補助の長期化・固定化を防ぐための方策として、再り</p>

					<p>ース等の際には各園での自助努力とならないかなど検討を要望する。」旨の指摘を再三行っているところであるが、未だもってその兆しが見られないのは残念である。</p> <p>今回の指摘を含め、本審議会のこれまでの要請に対する検討状況を示されることを要望する。</p>
	計 (19 件)	255,950	100,678	155,272	【総合評価】
[	増額補助金等 (18 件)	251,559	100,678	150,881	[A 評価] 12 件、[B 評価] 7 件
	統合補助金等 (1 件)	4,391	0	4,391	[C 評価] 0 件、[D 評価] 0 件

## おわりに

平成 16 年度に設置された本審議会第 4 期目（任期；平成 26 年 6 月～平成 29 年 5 月）となる現委員 7 名は、これまで三度（「平成 26 年度補助金等の適正化について」（平成 26 年 10 月 1 日）、「平成 27 年度予算における補助金等について」（平成 26 年 12 月 25 日）、「平成 28 年度予算における補助金等について」（平成 27 年 12 月 24 日））に亘り市長諮問に対する答申を行い、その都度幾多の意見・要望等を申し上げてまいりました。これを受け、市当局におかれては、一部の補助事業については廃止や一時休止の措置、あるいは補助要綱の改正等を行われるなど真摯に対応していただくとともに、実行プラン等の作成に当たっても本審議会の評価意見・要望や評価の基準である五項目（公益性・公平性・必要性・効果・適切性）について、関係部局としての考え方や方針等を示される部局が多くなってきたことについては評価をいたします。

一方、今回審査対象とした市単独補助金等の中には、前記 3. (2) でも一部付記しておりますが、本審議会がこれまで幾度となく改善等を具申した意見・要望等への回答が示されず、「事業の性質上補助の継続は当然」の如くの説明のみで、検討のあとがみえない（とみられる。）ものや実行プランにおける予算要求額の算出基準（積算根拠）に明確な説明が欠けるなど、依然として安易なものが見られたことは甚だ遺憾に思います。

本審議会がこれまで申し上げてきた意見等の殆どは、事業自体の必要性は認めたとしても、補助の長期化、固定化、既得権化等を極力防ぐための方策の検討（補助率の削減の検討や補助単価の見直し等）を要望しているものであります。むしろ、その多くには直ちに改善することが難しいものがあることも理解しますが、補助金等の原資は市民の貴重な税金により賄われていることは言を俟つまでもありません。毎年度の予算要求に当たっては、今後とも本審議会の意見・要望等に対する検討はもとより、補助事業自体の原点（自助自立の原則、廃止・縮小した場合の客観的問題点等）に立ち戻り、

事業内容を常に精査されることを切に願います。

先に申し上げたように本審議会第4期目としての任期はまだ多少残ってはおりますが、今回の答申は、現委員としての実質最終のものと思われま

す。本答申においても、委員全員が真摯に議論し、検討を加えた上での意見等が多く附されています。市におかれては、このことを十分に踏まえられ平成29年度予算を策定されるとともに、適正執行に万全を期されるよう強く要望いたします。

平成28年12月21日

流山市補助金等審議会

会 長 山口今朝勝  
副会長 西村象六  
          廣田有里  
          大久保まり子  
          川勝哲  
          中村秋子  
          光川眞壽